

保育の論点整理

◇目標： 政府は、この2年間で待機児童ゼロ^(*)を目指してあらゆる措置を講じるべきである。

*数値目標を策定する場合、対策が進むにつれて潜在的な待機児童が顕在化し、対策の効果を判定しにくくなるといった問題が起こり得る。そのため、現時点での「待機児童数」の基準を明確にして、目標数値を明らかにしておくことが必要である。

◇具体的な検討事項

1. 保育環境の格差を是正するためのガイドライン策定

自治体によって株式会社・NPO法人の認可保育所への参入状況が異なり、保育環境の格差につながっている。自治体の裁量により、設置主体が株式会社等であることを理由に認可しないことがないよう、政府がガイドラインを策定し、もっとも成果をあげている自治体（横浜市）並みの水準を目指すべきではないか。

2. 待機児童が多い地域での特例的・時限的な規制緩和

待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特例的・時限的な規制緩和を認めるべきではないか。

＜具体的な提案＞…待機児童が50人を超える自治体においては、特例的・時限的な措置として次の方策を講じてはどうか

(1) 保育士数の制約と認可保育所整備の緊急性に鑑み、最終的には10割を維持することとしても、当面の間、保育士数は基準の8～9割程度とし、残りの職員を保育ママや幼稚園教諭等の免許保持者等を充てて、質を確保する方途を可能としてはどうか。

また、早朝・夕方の時間帯は、配置基準が通常保育の基準を満たしていない状況が各方面から指摘されている。この特別保育部分については、まず、厚生労働省が早急にその状況を実態調査を行って公表し、その上で、現実に即した配置基準を設け、質を確保するべきではないか。

(2) 「児童福祉施設最低基準」上の定数の一部にパートタイムの保育士を充てることのできる条件を柔軟化すべきではないか（例えば、パートタイム保育士2名で常勤保育士1名とカウントすることを容易にするなど）。

- (3) 潜在保育士の活用のために、保育士の現況を自治体が確認できる仕組み（保育士リストの更新など）を導入してはどうか。
- (4) パート労働者も保育所を利用しやすくするよう、一定時間や週に数日の預かりの仕組みを充実すべきではないか。
- (5) 都市部の保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士資格の水準を変更することなく、認証保育所で働く保育士以外の方が働きながら保育士資格の取得が容易になるような措置を講ずるべきではないか。例えば、保育士資格の取得について次の改善策を講ずるべきではないか。
- ①試験回数を現行の年1回から年2回にする
 - ②合格した科目についての免除期間を現行の3年から5年程度に伸張する
- (6) 保育士登録の申請から保育士登録証の交付まで現在は約2か月を要するが、緊急性に鑑み、大幅に短縮する方策を検討すべきではないか。
- (7) 待機児童が多いにもかかわらず、「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体が少なくない。保育の質を最低基準で維持しつつ、保育の量の確保に重点を置いた方向を目指すべきではないか。この旨、厚労省はガイドラインを示すべきではないか。
- (8) 同等の安全性と合理的な代替手段を前提として、避難用外階段等の設置義務を緩和するよう、自治体に働きかけるべきではないか。

3. 保育の質を確保するための第三者評価の充実

保育の質についての第三者評価を大幅に拡充すべきではないか。現在の評価のあり方を早急に見直し、この2年間の実施率目標を掲げるべきではないか。

4. 保育料の適正な水準の確保（★新たな提案）

一般に、認可外保育所の保育料は認可保育所よりはるかに高い。認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にもより大きなダメージを受けることになる。横浜市の取組みを参考に、認可保育所における所得階層ごとの保育料の見直しや認可外保育所の保育料引き下げの工夫を検討し、保育料格差を是正するためのガイドラインを示すべきではないか。